## 名古屋市告示第 582号

## 名古屋都市計画緑化地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画緑化地域を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了 の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 6年11月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 都市計画の種類
  名古屋都市計画緑化地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域 名古屋市全域(ただし、市街化調整区域を除く。)
- 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間

令和 6年11月25日から同年12月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを 除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課